



おもて 倶楽部

No.195 令和7年9・10月号

発行日 令和7年9月1日

発行者 税理士法人 表会計事務所



8月12日に日経平均株価の終値が42,718円と史上最高値を更新したことが大きく報道されていました。リーマンショックの頃に7,000円程度だったことを思うと隔世の感があります。

株価が1株当たりの利益に連動すると考えると、ここ数年の日本を代表する大手企業の利益水準が大幅に上昇している結果と言えます。

TKC経営指標（当事務所が利用している会計ソフト会社が全国の会計事務所から決算データを集計してフィードバックしています）によると、令和6年度の中小零細企業26万社の黒字決算割合は53.9%（前年53.5%）、経常利益は8,809千円・前年比105.2%、経常利益については4年連続増加という結果が公表されています。（最も黒字決算割合が高い業種は建設業です）なお、値上げや賃上げが実施されている証左となりますが、一人当たりの売上高及び人件費は3年連続増加となっています。

約半数の企業が赤字でこの割合は過去10年であまり変わりませんが、黒字企業の利益水準は上昇傾向にあり企業間格差が広がっているように思われます。

TKC経営指標は業種別、地域別、売上規模別に抽出することもできますので、ご興味のある方はぜひ担当者に申しつけ下さい。他所の企業の数値よりも自社の数値をしっかりと見ることが大切なのは言うまでもありませんが、自社を客観視することもまた大切なことと言えます。

暑い日が続きますが、これからは一雨ごとに気温も低下することとされます。皆様
が健康で良い仕事をなされることを祈念しております。

（所長：税理士 本野 智之）

今回は、表会計事務所職員のこの秋行きたい旅行先を紹介します。

① 行きたい旅行先 ② 旅行先でやりたい事

- ① 掛川花鳥園
- ② ハシビロコウを一度生で見てみたい。（細川）

- ① 釧路湿原
- ② 鉄道に乗る（本野）

- ① 北海道
- ② 牧場巡り（澤田）

- ① 四万十川
- ② ラフティング（江）

- ① いつかエジプトでピラミッドを見たい（斉藤）

- ① 大分県 別府温泉
- ② 別府地獄めぐり（高木）

- ① 沖縄
- ② 海が見えるコテージでゆっくり過ごしたい（山下）

- ① 沖縄
- ② ジェンガリアに行きたい（林）

- ① 高知県
- ② 朝ドラのあんぱん放送中にゆかりの地巡り（河田）

- ① 岩手県 中尊寺
- ② 金色堂拝観（中栄）

- ① 輪島 白米千枚田
- ② 景色を楽しむ（吉田弘美）

- ① 城崎温泉
- ② 湯めぐり（村井）

- ① 四国へ行ったことがないので、道後温泉、松山城
- ② 紅葉を楽しんだりのんびり過ごす（橋本）

- ① ハワイ
- ② オープンカードライブ（吉田賢太郎）



本年 6 月の年金制度改正法の成立を受けて厚生労働省は iDeCo の制度改革を行う方針を固めました。この機会に老後の資金確保について、今一度考えてみてはいかがでしょうか。そこで今回は、そうした引退後の資金を準備できる制度についてご紹介します。

老後資金の確保に使われる主な制度として小規模企業共済、国民年金基金、iDeCo が挙げられます。上記の 3 制度を簡潔にまとめるとこのような特徴があります。



老後資金の 3 制度とは？

	小規模企業共済	国民年金基金	個人型 iDeCo
加入対象者	常時使用する従業員が 20 人以下(商業、サービス業は 5 人以下)の自営業者及び法人の役員	20 歳以上 60 歳未満の自営業者とその家族 60 歳以上 65 歳未満でかつ国民年金の任意加入者	自営業者：20 歳以上 60 歳未満 ※国民年金の任意加入者であれば 65 歳未満まで 会社員：65 歳未満
特徴	途中解約が可能のため、資金繰りが厳しい時にそれまでの納付月数に応じた金額を受け取れる	加入時点で将来貰える金額が確定している	運用指示を自ら行う
注意点	払込月数や請求事由によっては掛金よりも受け取る金額が小さくなる可能性がある	加入要件を満たさなくなった場合を除いて原則として脱退はできない	掛金は原則として 60 歳までは引き出すことができない また、運用実績によって将来受け取る金額が変動する
掛金月額	1,000 円～70,000 円	加入口数によって変動 iDeCo と合わせて 68,000 円(2027 年より 75,000 円)まで	自営業者は国民年金基金と合わせて 68,000 円(2027 年より 75,000 円)まで 企業年金のない会社員の場合限度額は 23,000 円(2027 年より 62,000 円) その他は加入資格による
受取方法	年金 一時金 年金と一時金の併用	年金のみ	年金 一時金 年金と一時金の併用
併用	これらの制度は加入要件を満たしていれば併用可能です。		

上記のうち、小規模企業共済と個人型 iDeCo の一時金を受け取った場合は退職所得、年金として受け取った場合は雑所得として扱われます。
このうち退職所得(一時金受取)は一般的に雑所得(年金受取)と比べて納税額を抑えることができるというメリットがあります。
以下では退職所得についてご説明します。

退職所得の税額計算



退職所得の税額計算は下記の通りとなっております。

$$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1 / 2 = \text{退職所得金額}$$

$$\text{退職所得金額} \times \text{税率} = \text{税額}$$

このように退職所得は収入金額から退職所得控除額を差し引き、さらに 1/2 にするほか、他の所得と分けて税額計算を行う(分離課税)ため、メリットが大きくなっております。



退職所得控除とは？



勤続年数や払込期間に応じて一定の金額を退職所得から差し引くことが出来るものです。しかし、その利用には一定の制限があるため、退職金や小規模企業共済等の一時金の受け取りのタイミング次第で税額が大きくなってしまいます。
 次回の Q&A では具体例を用いて、退職金等を受け取るタイミングによってどのように税額が変わるかを説明いたします。

●担当者より●

なお、小規模企業共済や国民年金基金、iDeCo の掛金は所得控除として払込額の全額をその年の所得から差し引くことができます。毎年の所得税を抑えるためにもぜひ検討されてみてはいかがでしょうか。
 (担当者：澤田 美典)

じものまぶしと旬食彩 栞-Momiji- さん

を 紹 介 し ま す

今回は、金沢市片町にあります「じものまぶしと旬食彩 栞-Momiji-」さんをご紹介します。

栞さんからおすすめメニューを紹介してもらいました



のどぐろ&能登牛まぶし

一番人気は「のどぐろ&能登牛まぶし」になります。石川の2大名物を一度に楽しむことができるのは当店だけです。9割のお客様がこのメニューを注文してください。脂の乗ったのどぐろはサッと炙り、能登牛は表面を高温で熱しお肉の旨味を中に閉じ込めています。

特製のタレやお出汁でお召し上がりいただくのですが、いろいろな食べ方が出来て最後まで楽しめるかと好評をいただいております。



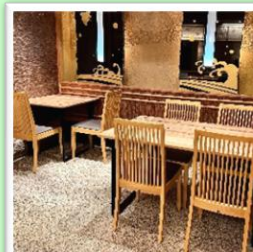
◎お店の紹介

お店は片町のスクランブル交差点から徒歩3分にある飲食店です。店内は和モダンテイストで落ち着いた空間になっており、ゆっくりとくつろぎながらお食事をお楽しみいただけます。そしてご提供しているお料理が地元の食材をひつまぶし風にアレンジした「じものまぶし」です。料理の道40年以上の料理長が、細部までこだわったじものまぶしは絶品です。



掘りごたつ席もあります

和モダンの店内



◎お店からひと言

ランチはじものまぶしがメインですが、ディナータイムは会席料理のご用意がございます。6名様がお掛けになれる、掘りごたつ個室のお席もございますので、お祝い事や接待などの会食でもご利用いただけます！



じものまぶしと旬食彩 栞-Momiji-



住 所：金沢市片町 2-30-9
T E L：090-1318-3383
営業時間：火～土：11：30～14：30
17：30～21：00
日：11：30～14：30

公式 HP：
<https://jimonomabusshimomiji.owst.jp/>

●担当者より●

のどぐろと能登牛のまぶしは、本当においしくて贅沢な一品です。店内は落ち着いた雰囲気、家族での食事にもカップルでのデートにもぴったりです。ぜひ一度訪れてみてください！

（担当者：吉田 賢太郎）

9月・10月の税務と行事

○日曜日・祝祭日 ○表会計休業日

9 September

SUN MON TUE WED THU FRI SAT

	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

10日 源泉所得税の納付（毎月）
30日 7月決算法人の確定申告
1月決算法人の予定・中間申告

10 October

SUN MON TUE WED THU FRI SAT

			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

10日 源泉所得税の納付（毎月）
31日 8月決算法人の確定申告
2月決算法人の予定・中間申告

連載中 励ましと自省の言葉

会長（表征史）の
祈りの言葉となっております。

先日、ファイルを整理していると16年程前のホームページの事務所紹介として準備した原稿が見つかりました。
この「こだわり」自体は30年以上変わらずにある表征史の願い、想いです。

◆表征史のこだわり

人を知る

「企業は人なり、人は心なり」私たちの経営指針です。
不確実の時代、創造性の時代といわれております。この激変する環境に適合して企業は存続しつづける
なければなりません。経営者に与えられた経営資源「人、物、金」は限られております。
しかし「人」のもつ能力は無限です。正しい人間観、社会観、企業観、金銭観を認識する心とそこから
生み出される使命感、責任感、貢献意欲の発揮において「人」のもつ能力は無限です。「企業は人なり、
人は心なり」とはその事ではないでしょうか。税理士法人表征史合同税理士事務所で働く私たちは、こ
れらの課題にこだわりつつ、お客様の事業、企業そして家庭の永続的継承発展に役立つ事を使命としま
す。

誠実を極める

「いつわりなく妥協せず」私たちの想いです。経営する人、働く人の心と行動は企業行動力として財務
諸表に表示されます。企業永続への進むべき道は、法の遵守、真実の会計報告とそれに対する深い分析
能力と企業環境への鋭い先見力とにより初めて保証されます。さらに成長する企業の原動力は、誤った
企業観「利念」からではなく、正しい「理念」（自利とは利他を言う）からなります。

永続を願う

「企業の健全化と永続 私たちの使命です。」利益は企業存続のための必要コスト（原資）です。
企業は、日々の経済活動、取引の中で多くの企業リスクを背負いつつ間断のない意思決定を行っており
ます。私たちは日々の取引に会計、税法の専門家として深い洞察力を発揮し、正しい会計情報を速やか
に提供し、誤りのない意思決定に役立たせ、かつ企業を法的、人的、物的リスクから防衛するため、積
極的な助言、提案をする事を使命とします。

読み返してみて、今も30年位前と変わらぬその想いに懸ける情熱があることに安堵し、喜んで
います。当時を思い起こすと、私は事務所が運営においても、財務の健全化においても、又
事業の進展に向けてお客様の企業、事業の行動見本となるべき事務所づくりに必死に取り組ん
でいたことが思い出されます。現在、その願いは充分といえるものではありませんが、
“大きな夢、高い志”を掲げ持ち続けることが事業の経営においても、生きる上においても、
大切なことであることを改めて承知し、うなずいている所です。

（会長：税理士 表 征史）